

## 市第 135 号議案関連資料

## 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の制定について

## 1 趣旨

特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項第 3 号の設置運営事業者等を選定する等のため、市長の附属機関として、「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会」を設置します。

## 2 委員会の概要

所掌事務	市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申します。 (1) 法第 6 条第 1 項の規定により定める実施方針のうち同条第 2 項第 4 号に掲げる事項に関する事 (2) 法第 8 条第 1 項の規定による民間事業者の選定に関する事 (3) その他市長が必要と認める事項
委員	構成：学識経験者等 7 人以内 （観光・MICE・文化、都市計画・防災、地域経済、企業経営、依存症対策などの分野を想定）
施行日	公布の日
失効日	法第 9 条第 10 項に規定する政令で定める期間の末日限りで効力を失う

## 3 開催の流れ（予定）

第 1 回 ～第 3 回	実施方針（民間事業者の公募・選定に関する事項）、募集要項の審議
実施方針の公表、公募実施	
第 4 回 ～第 6 回	審査

## 【参考】 全体スケジュール（予定）

令和 2 年度 実施方針の公表、民間事業者の選定、区域整備計画（案）の策定  
 令和 3 年度 区域整備計画の認定申請

## 【参考】 特定複合観光施設区域整備法（抜粋）

（実施方針）

第6条 都道府県等（都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいい、当該指定都市の区域に特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の全部を包含するものに限る。）をいう。以下この節において同じ。）は、特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、第8条第1項の規定による選定に先立ち、基本方針に即して、当該特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針（以下この節において「実施方針」という。）を定めなければならない。

2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（省略）

(4) 設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項

（民間事業者の選定）

第8条 都道府県等は、実施方針に即して、次条第1項の規定により同項に規定する区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者を公募の方法により選定するものとする。

（区域整備計画の認定）

第9条 都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。この場合において、当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者と区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請するものとする。

（省略）

10 第1項の規定による申請は、基本方針の公表後の政令で定める期間内にしなければならない。